

# 桜堂区地区防災計画

令和7年度版

人命を守り、被害の拡大を防ぐために

桜 堂 区

## 一 目 次

### 1 基本的な考え方

- (1)基本方針
- (2)活動目標
- (3)長期的な目標

### 2 地区の特性

- (1)災害リスク
- (2)社会特性

### 3 防災活動の内容

- (1)活動目標
- (2)避難行動・避難場所
- (3)区民の防災活動

### 4 防災活動の体制

- (1)自主防災組織の構成・活動内容
- (2)平常時における具体的な活動
- (3)発災直前における具体的な防災活動
- (4)災害時における具体的な防災活動
- (5)復旧・復興期における具体的な活動

### 5 災害時における行動マニュアル

### 6 桜堂区現地災害対策本部組織図

### 7 桜堂区災害時非常事態活動マニュアル(役職者別)

### 8 備蓄計画

# 1 基本的な考え方

## (1)基本方針

- ①災害に備えるための活動を行う。
- ②人命を守り、被害の拡大を防ぐための活動を行う。
- ③隣近所の絆を強め、地域防災力の向上を図る。

## (2)活動目標

- ①隣近所の交流を日常的に深める。
- ②防災に対する意識の向上を図る。(最低3日分の水・食料を備蓄など)
- ③自助による防災意識の向上を図る。(避難所、避難場所、避難経路の確認など)
- ④共助による防災活動体制を構築する。(要支援者の避難支援体制の構築など)

## (3)長期的な目標

- ア 地域コミュニティ活動活性化を図り、防災意識を高める。
- イ 装備資材等を計画的に整備する。
- ウ 防災リーダーを育成する。

# 2 地区の特性

## (1)災害リスク

桜堂区は災害の少ない住みやすい地域と言われているが、過去の歴史を紐解いてみると、洪水や地震が多数発生している。古いものでは、仁和（にんな）4年（888）の「仁和の洪水」がよく知られているが、天文12年（1543）から明治8年（1875）までの約300年間にわたる記録では、3年に1度の割合で千曲川が大洪水を起こしている。特に天文12年（1543）の洪水では舟山郷（屋代地区の栗佐を含む埴生地区一帯）が流失し、千曲川の河筋が大きく変化したことや、寛保2年（1742）の「戌の満水」と呼ばれる洪水では「矢代以南残らず浸水、死者1,220人」などの被害が発生している。また、1847年に発生した善光寺地震でも、大きな被害にみまわれており、災害への対策は大きな課題である。

## (2)社会特性

最近ではゲリラ豪雨による洪水や土砂災害などが頻発しており、全国の災害状況を見る時、何時どんな災害にみまわれるか予測することは困難である。

また、高齢者人口が増加しており、ひとたび災害が発生した時、早期に有効性のある対策をとることが難しいという現況もある。

### 3 防災活動の内容

#### (1) 活動目標

- ①地域防災組織を構築し、災害時に機能できるようにする。
- ②防災訓練などを実施し、区民の防災意識の向上を図る。
- ③防災計画の見直しを適時適切に行う。

#### (2) 避難行動・避難場所（洪水）

##### ①避難行動のタイミング

| 警戒レベル |          | 行動を促す情報  | 住民がとるべき行動   |
|-------|----------|----------|-------------|
| レベル1  | 気象悪化のおそれ | 早期注意情報   | 災害への心構えを高める |
| レベル2  | 気象状況悪化   | 大雨・洪水注意報 | 自らの避難行動を確認  |
| レベル3  | 災害のおそれあり | 高齢者等避難   | 高齢者等は避難     |
| レベル4  | 災害の恐れ高い  | 避難指示     | 全員避難        |
| レベル5  | 災害発生又は切迫 | 緊急安全確保   | 直ちに安全確保     |

##### ②避難場所

桜堂分館（指定緊急避難場所兼指定避難所）

埴生公民館（指定緊急避難場所兼指定避難所 2階建）

埴生中学校（指定緊急避難場所兼指定避難所 3階建）… 洪水時の避難優先場所

埴生小学校（指定緊急避難場所兼指定避難所 3階建）… 洪水時の避難優先場所

埴生児童センター（指定緊急避難場所兼指定避難所）

屋代南高校（指定緊急避難場所兼指定避難所 3階建）

屋代小学校（指定緊急避難場所兼指定避難所 3階建）… 洪水時の避難優先場所

他

#### (3) 区民の防災活動

##### ①平常時の活動

ア 情報収集方法の確認

イ 避難場所・避難経路の確認

ウ 防災訓練への参加

エ 非常時持出品や備蓄の準備(食料・水の備蓄3日分)

オ 家具等の転倒防止対策・火災報知機・感電ブレーカーなどの設置

カ 避難行動要支援者の連絡・支援体制の準備

## ②発災時の活動

ア 初動行動・出火防止・初期消火・救出救護の実施(地震災害)

イ 気象情報の確認(風水害・土砂災害)

ウ 非常持出品の確認(風水害・土砂災害)

エ 早めの避難・冠水前の避難(風水害・土砂災害)

オ 場合によっては垂直避難を選択(風水害・土砂災害)

カ 避難行動は自助が原則・命を守るためらわない行動

キ 避難の呼びかけには即反応

ク 避難行動要支援者の支援

## 4 防災活動の体制

### (1) 自主防災組織の構成・活動内容

- ①この組織は桜堂区現地災害対策本部という。
- ②本部長は、区長、副区長(本部長代理)をもって充てるものとし、緊急事態発生の際は、統括責任者として全体の指揮、監督を行う。
- ③現地対策副本部長は、前区長、前自衛消防団長をもって充てるものとし、本部長の補佐を行う。

#### ④自主防災組織の役割は、次の通りとする。

##### 【平常時】

- |                 |   |               |
|-----------------|---|---------------|
| ア 防災知識の普及・啓発    | } | 〈災害に備えるための活動〉 |
| イ 区内の安全点検       |   |               |
| ウ 防災資材の点検・食料の備蓄 |   |               |
| エ 防災訓練の実施       |   |               |

##### 【災害時】

- |             |   |                       |
|-------------|---|-----------------------|
| ア 情報収集・伝達   | } | 〈人命を守り、被害の拡大を防ぐための活動〉 |
| イ 初期消火      |   |                       |
| ウ 救出救助・救護活動 |   |                       |
| エ 避難誘導      |   |                       |
| オ 避難所運営     |   |                       |
| カ 警備・保安活動   |   |                       |

#### ⑤組織には、次の各班を置き活動する。(現地災害対策本部組織図参照)

- ①自衛消防団 ②常会長 ③民生児童委員 ④日赤奉仕団
- ⑤防犯・交通安全 ⑥公民館 ⑦その他の団体

(2) 平常時における具体的な防災活動

| 担 当      | 具体的な活動内容                   |
|----------|----------------------------|
| 区長       | 総合的対策のため、市との連絡協調           |
| 副区長      | 区長との連絡調整、避難所の備品等の確認と補充     |
| 副本部長     | 本部長の補佐及び本部長不在の場合の代理、情報収集   |
| ①自衛消防団   | 避難路等の安全点検、機械器具点検、防災訓練参加    |
| ②常会長     | 民生児童委員と連携して要支援者、高齢者の把握     |
|          | 常会内の危険個所、工事個所の把握           |
| ③民生児童委員  | 常会長と連携して要支援者、高齢者の把握        |
| ④日赤奉仕団   | 応急手当訓練、炊き出し訓練、救急袋、引継ぎ用具の点検 |
|          | AED設置個所確認、停電でも使える自動販売機等の確認 |
| ⑤防犯・交通安全 | 区内の見回り、交通整理                |
| ⑥公民館     | 避難所開設・受付訓練                 |
| ⑦青少年育成   |                            |
| ⑧スポーツ少年団 | 炊き出しの食器・釜の点検               |

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 消防第4分団 | 避難路の安全点検、消防水利、消火栓の点検 |
|        | 防火啓発、機械点検            |

(3) 発災直前における具体的な防災活動

| 担 当      | 具体的な活動内容                      |
|----------|-------------------------------|
| 区長       | 各班責任者に必要事項の指示、避難所開設準備         |
| 副区長      | 区長との連絡・調整、各責任者に必要な指示、避難所開設準備  |
| 副本部長     | 本部長の補佐、本部長不在の場合の代理、情報収集       |
| ①自衛消防団   | 情報収集、広報活動                     |
| ②常会長     | 民生児童委員との連携により、要支援者・高齢者に情報の伝達、 |
|          | 避難指示、救出救護、避難状況の確認、警報・注意報等の把握  |
| ③民生児童委員  | 常会長との連携により、要支援者・高齢者に情報伝達、     |
|          | 避難指示、救出救護                     |
| ④日赤奉仕団   | 負傷者の応急手当、近隣の避難確認              |
| ⑤防犯・交通安全 | 区内の見回り、交通整理                   |

|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| ⑥公民館     | 避難所受付、本部付連絡調整、手薄な団体の応援      |
| ⑦青少年育成   |                             |
| ⑧スポーツ少年団 |                             |
|          |                             |
| 消防第4分団   | 市の危機管理防災課の指示に従う。            |
|          | 各種情報の伝達、避難誘導、広報、機械器具・土のう準備等 |

(4) 災害時における具体的な防災活動

| 担 当      | 具体的な活動内容                       |
|----------|--------------------------------|
| 区長       | 指揮・意思決定                        |
| 副区長      | 区長の補佐、必要により食料品など物品購入指示、本部旗設置   |
| 副本部長     | 本部長の補佐、及び本部長不在の場合の代理、情報収集      |
| ①自衛消防団   | 情報収集、初期消火、見張り、後片づけ、区内の見回り      |
|          | 消防署、消防第4分団、区長の指示により活動、災害ゴミの片づけ |
| ②常会長     | 民生児童委員との連携により、要支援者・高齢者の安否確認    |
|          | 住民の安否、被害状況の確認・報告、必要な物資の確認      |
| ③民生児童委員  | 常会長との連携により、要支援者・高齢者の安否確認       |
| ④日赤奉仕団   | 負傷者の手当、炊き出し、食料の配布、救急車の手配       |
| ⑤防犯・交通安全 | 交通整理、区内の見回り、犯罪発生時の警察への通報       |
| ⑥公民館     | 必要により食料の配布、本部付連絡調整             |
| ⑦青少年育成   | 小・中・高生の安否確認                    |
| ⑧スポーツ少年団 | 炊き出しの応援                        |

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 消防第4分団 | 各種情報の伝達、避難誘導、見回り、残火の確認 |
|--------|------------------------|

(5) 復旧・復興期の具体的な活動

| 担 当 | 具体的な活動内容                   |
|-----|----------------------------|
| 区長  | 市行政との連携を図る。避難機関が長期に及ぶ場合には、 |
|     | 関係機関と協議する。                 |
| 各団体 | 必要により復旧・復興に協力する。           |
| 各団体 | 消防、防犯を中心に、区内の犯罪抑止活動に協力する。  |

## 5 災害時における行動マニュアル

### (1) 活動の開始

- ①区に災害が発生し、又は発生のおそれがあり、千曲市から要請があった時、又は現地災害対策本部（以下対策本部と表記）が立ち上げられた場合。
- ②震度5以上の地震、または警戒宣言の発令があった場合。
- ③防災活動が必要と区長等が判断した場合。

### (2) 現地災害対策本部の立ち上げ

- ①対策本部は、桜堂公民館に開設する。
- ②対策本部は、参集不可者代行を適宜補充して対応する。
- ③区長をはじめ班員は、自分と家族の安全を確保するとともに、自宅周辺の安全を確保した後、対策本部に参集する。

### (3) 現地災害対策本部の指揮

- ①対策本部の指揮は、原則として次の順位により行う。  
1:区長                  2:副区長                  3:前区長  
4:前自衛消防団長                  5:参集した班員
- ②上位順位者が参集した場合は、原則として指揮を引き継ぐ。

### (4) 現地災害対策本部長の役割

- ①人的被害の把握と救出活動に関する指示。
- ②初期消火活動隊の編成と活動に対する指示。
- ③被害状況の把握、安否確認の指示。
- ④③に基づく対応の検討と実行の指示。
- ⑤③に基づく行政への報告、並びに近隣区との対外折衝。
- ⑥その他、区内の災害対応に必要な判断に関する事項。

### (5) 現場活動への出動

- ①対策本部の指示を受けた行動を基本とし、独善的な行動はしない。
- ②被害縮小が目的であり、2次災害の可能性がある行動はしない。
- ③出動に必要な情報は、対策本部に確認する。
- ④出動時には、安全な服装と履物、ヘルメットを着用する。

#### (6) 救出救命活動

- ①近隣で救出が必要な人がいないか確認し、本部に報告する。
- ②救出活動は本部の指示により、2次災害をさけ、複数人で行う。

#### (7) 消火活動

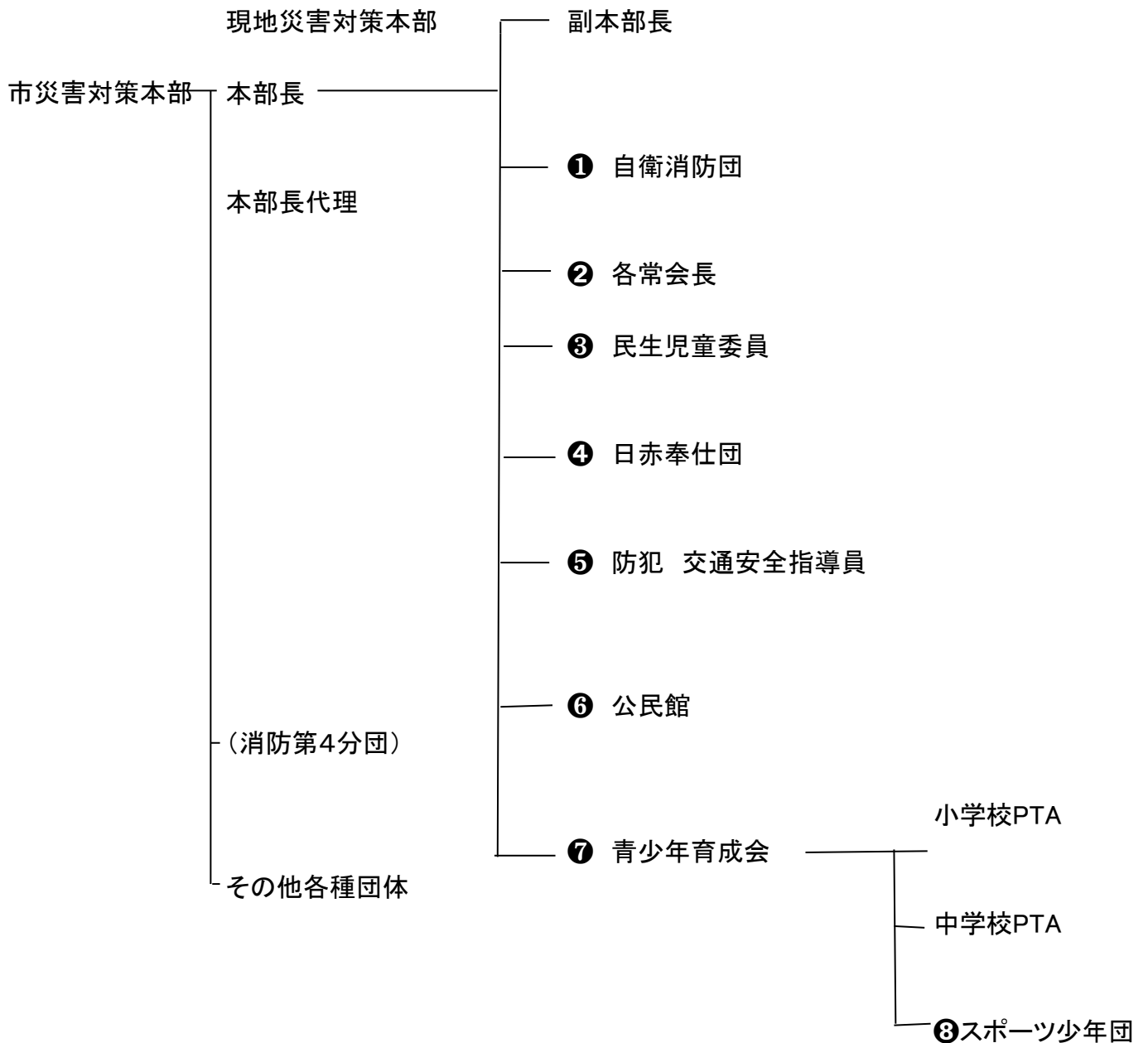
- ①火災を発見したら、まず近隣に知らせ、あわせて消防署に連絡する。
- ②対策本部は、発生個所を勘案して、応援要員を集め、派遣指示をする。
- ③対策本部は、初期消火段階を越えていると判断した場合は、避難を指示する。

#### (8) 活動の終了

- ①区民からの支援要望等が一定期間ない状態が続いたとき。
- ②対策本部や係員が、終了して良いと判断した時。
- ③千曲市の対策本部が終了した時。

## 6 令和7年度 桜堂区現地災害対策本部組織図

桜 堂 区



## 7 令和7年度 桜堂区 災害時非常事態活動マニュアル(役職者別)

※本マニュアルは、「4防災活動の体制」を役職者別にまとめた資料である

### 記号の説明

◆ 平素の活動

▲ 発災直前の活動

● 被災後の活動

桜堂区 区 長

副区長

自衛消防団長

災害対策本部 本部長 区長

◆ 平素の活動

・合的対策のため、市との連絡・調整

行動マニュアル 1・2の段階での活動

・以下の各団体へ速やかに必要事項の指示、避難所開設準備

本部長代理

副本部長

自衛消防団長

常会長

民生児童委員

日赤奉仕団支部長

防犯・交通安全指導員長

必要に応じその他の団体団長

● 被災時の活動

・指揮・意思決定

本部長代理

副区長

◆ 平素の活動

◇平素の活動

・区長との連絡調整、避難所の備品等の確認と補充

▲ 発災直前の活動

行動マニュアル 1・2の段階での活動

△発災直前の活動

・区長との連絡調整、各責任者に必要な指示、避難所開設準備

● 被災時の活動

○被災後の活動

・区長の補佐、必要により食料品等物品の購入指示

・「桜堂区災害対策本部」旗の設置

副本部長

前区長

前自衛消防団長

◎ 平素の活動、発災直前の活動、被災後の活動

・本部長の補佐及び本部長不在時の代理

・情報収集

### ①自衛消防団

団長

副団長

#### ◆ 平素の活動

- ・避難路等の安全点検、機械器具点検、防災訓練参加

#### ▲ 発災直前の活動

- ・情報収集、広報活動

#### ● 被災時の活動

- ・情報収集、初期消火、見張り、後片づけ、見回り
- ・消防署、消防第4分団、区長の指示により活動、災害ゴミの片づけ

### ②各常会長

#### ◆ 平素の活動

- ・民生児童委員と連携して要支援者、高齢者の把握
- ・常会内の危険個所、工事個所の把握

#### ▲ 発災直前の活動

- ・民生児童委員と連携して要支援者、高齢者に情報伝達、避難誘導、救出救護、避難状況の確認、警報・注意報等の把握

#### ● 被災時の活動

- ・児童民生委員との連携により、要支援者、高齢者の安否確認
- ・住民の安否・被害状況の確認・報告、必要な物資の確認

### ③民生児童委員

#### ◆ 平素の活動

- ・常会長と連携して要支援者、高齢者の把握

#### ▲ 発災直前の活動

- ・常会長と連携して要支援者、高齢者に情報伝達、避難誘導、救出救護  
注)救出救護については本部長、自衛消防、第4分団と十分な協議を行こと。

#### ● 被災時の活動

- ・常会長と連携して要支援者、高齢者の安否確認

### ④日赤奉仕団

支部長

副支部長

#### ◆ 平素の活動

- ・応急手当訓練、炊き出し訓練、救急袋、引継ぎ用具の点検
- ・AEDの設置個所・停電でも使える自動販売機等の確認
- ・常会長と要支援者の支援について情報を密にする。

#### ▲ 発災直前の活動

- ・負傷者の応急手当、近隣の避難確認

#### ● 被災時の活動

- ・要支援者の支援者として活動する。
- ・負傷者の手当、炊き出し、食料の配布、救急車の手配

|                                                                                                                          |           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| <b>⑤防犯・交通安全</b>                                                                                                          | 班長<br>副班長 |
| <b>◆▲ 平素の活動、発災直前の活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常会長と要支援者の支援について情報を密にする。</li> <li>・区内の見回り、交通整理</li> </ul> |           |
| <b>● 被災時の活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者の支援者として活動する。</li> <li>・交通整理、区内見回り、犯罪発生時の警察への通報</li> </ul>    |           |

|                                                                                               |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| <b>⑥公 民 館</b>                                                                                 | 館長<br>副館長 |
| <b>◆ 平素の活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設・受付訓練</li> </ul>                  |           |
| <b>▲ 発災直前の活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設・受付、本部付連絡調整、手薄な団体の応援</li> </ul> |           |
| <b>● 被災時の活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所受付、必要により食料の配布、本部付連絡調整</li> </ul>   |           |

|                                                                                 |    |
|---------------------------------------------------------------------------------|----|
| <b>⑦青少年育成会</b>                                                                  | 会長 |
| <b>● 被災時の活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小、中、高校生の安否確認</li> </ul> |    |

|                                                                                |  |
|--------------------------------------------------------------------------------|--|
| <b>⑧スポーツ少年団</b>                                                                |  |
| <b>◆ 平素の活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炊き出しの食器、釜の点検</li> </ul> |  |
| <b>● 被災時の活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炊き出しの応援</li> </ul>     |  |

#### 注意事項

- ①各団体は、連絡を受けたら時間に関係なく出動する。  
ただし、自助(家族の安全確保)が原則
- ②全体の片付けは、全員で行う。

## 8 備蓄計画

令和 7年 6月 1日現在

| No. | 物品名                   | 目標数  | 整備予定年度 |     |     | 備考      |
|-----|-----------------------|------|--------|-----|-----|---------|
|     |                       |      | 7年度    | 8年度 | 9年度 |         |
| 1   | 飲料水(500ml)            | 480本 | 50本    | 50本 | 50本 | 消費期限10年 |
| 2   | 備蓄食料<br>(アルファ米、レトルト食) | 240食 | 50食    | 50食 | 50食 | 消費期限5年  |
| 3   |                       |      |        |     |     |         |
| 4   |                       |      |        |     |     |         |
| 5   |                       |      |        |     |     |         |
| 6   |                       |      |        |     |     |         |
| 7   |                       |      |        |     |     |         |
| 8   |                       |      |        |     |     |         |
| 9   |                       |      |        |     |     |         |
| 10  |                       |      |        |     |     |         |

※ 備蓄品は計画的にローリングストックを行うものとする。

《参考資料》(食料品等の備蓄品の目安)

【長野県及び千曲市の備蓄目標】

千曲市内において最も被害が大きいとされている糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震による最大想定避難所避難者数では、市民(全人口)の約13.5%となっており、食料品等の備蓄は3日分として、長野県1/3、千曲市1/3、市民1/3となっている。

【区の備蓄目標】

区の世帯数の2倍(一世帯2人した場合)の10%を目標に食料品等の備蓄を整備する。(1日分を備蓄)

区の世帯数が400世帯とすると

【基準:800人(400世帯×2人)×10%=80人】

①飲料水 80人×3ℓ(1日/1人)=240ℓ(500mlの場合480本)

②食料 80人×3食(1日/1人)=240食

飲料水は消費期限10年とし毎年50本(500ml480本÷10年÷50本)をローリングストックする。

食料は消費期限5年とし毎年50食(240食÷5年÷50食)をローリングストックする。